

事務連絡
令和2年6月23日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿
(内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長及び
国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課長宛は参考送付)

農村振興局整備部設計課施工企画調整室
課長補佐(施工基準班)
課長補佐(積算基準班)

法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について

農林水産省直轄工事において、法定外の労災保険の付与を要件化するため、「法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について」(令和2年6月18日付け大臣官房予算課課長補佐(会計指導班担当)事務連絡)が発出されたので、適切に対応されたい。

また、このことについて、貴職から貴局管内の都府県に対し、参考送付するとともに、その際、関係市町村等へも周知するよう依頼されたい。

事務連絡
令和2年6月18日

大臣官房予算課
課長補佐（営繕総括班担当） 殿
農村振興局整備部設計課施工企画調整室
課長補佐（施工基準班担当） 殿
課長補佐（積算基準班担当） 殿
林野庁林政部林政課
課長補佐（会計経理第1班担当） 殿
水産庁漁政部漁政課
課長補佐（経理班担当） 殿

大臣官房予算課課長補佐（会計指導班担当）

法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置付けられたことを踏まえ、公共工事を所管する部局において現場管理費の改定が行われた。

これと併せて、法定外の労災保険の付与を要件化するため、下記のとおり遺漏なきよう措置願いたい。

なお、貴管下の地方支分部局及び各機関への通知については、貴職からお願いする。

記

1 対象工事

農林水産省直轄工事とする。

2 設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、以下の特記仕様書記載例を参考に、設計図書へ明示する。

<特別仕様書 記載例>

○. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

3 保険付保の確認

工事請負契約書第 57 条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされている。これに基づき、発注者は、受注者による法定外の労働保険への付保の状況を確認することとする。

<工事請負契約書>

第 57 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。